

承認第3号

専決処分の承認について

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の一部を改正する件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和8年3月31日付けで専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、別紙のとおりその処置について報告し、承認を求める。

令和8年6月10日

提出者 新宿区長 吉住 健一



新宿区告示第 2 0 3 号

専決処分について

新宿区議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため新宿区議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり処分した。

令和 8 年 3 月 3 1 日

新宿区長 吉住 健一

1 議決すべき事件

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例（昭和 28 年新宿区条例第 8 号）の一部を改正する件

2 処分した日

令和 8 年 3 月 31 日

3 理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）が令和 8 年 3 月 31 日に公布され同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、緊急にアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の一部を改正しこれを施行するに当たり、新宿区議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等
に対する軽自動車税の種別割の徴収の特例に関する条
例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例（昭和 28 年新宿区条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

題名及び第 1 条中「の種別割」を削る。

第 2 条第 1 項及び第 2 項中「の種別割」を削り、同条第 3 項中「の種別割」を削り、「軽自動車税（種別割）納税証紙」を「軽自動車税納税証紙」に、「軽自動車税（種別割）納税済検印」を「軽自動車税納税済検印」に改める。

第 3 条中「の種別割」を削る。

第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

| | | | |
|-----|---|-----|----------|
| | 1cm | 9cm | 1cm |
| 1cm | | | |
| 5cm | 車 種(Type of Vehicle) 標 識 番 号(Plate Number) No. _____ 軽自動車税納税証紙 Light moter Vehicle Tax Stamp 税 額(Tax Amount) ¥ _____ 課 税 年 度 年 分 自 年 月 日 至 年 月 日 Tax for fiscal year from to 交付年月日 (Date of Deliver) 新 宿 区 | | 納税済 印 |
| 1cm | | | |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の徴収の特例に関する条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和 7 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。